

青教ス第722号  
令和4年9月26日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を踏まえた  
県立学校での対応について (通知)

各校におかれては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

標記、療養期間等の見直しについては、令和4年9月13日付け青教ス第683号にてお知らせしたところですが、県立学校における療養解除に係る対応については、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

つきましては、児童生徒・教職員及び保護者に対して本通知の内容を周知するとともに、引き続き感染症対策に取り組むようお願いいたします。

なお、文部科学省では、療養期間等の見直しを受け、発症から8日目から10日間が経過するまでの登校に関する考え方を整理し、文部科学省のホームページにFAQの形で掲載しましたので、併せて御確認くださいようお願いいたします。

- ・ 文部科学省ホームページ：よくあるご質問 (FAQ)

[https://www.mext.go.jp/index\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/index_00021.html)

担当	体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275

## 1 療養解除後の出勤・登校等の取扱いについて

国及び県から示された次表の基準に基づき療養が解除となることから、解除当日から、出勤・登校（部活動等を含む）が可能となる。

ただし、症状が出たことがある児童生徒及び教職員は、10日間が経過するまで、症状が出たことがない児童生徒及び教職員は、検体採取日から7日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。

	療養解除の基準
症状が出たことがある方	・発症日（※1）を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快（※2）後24時間経過後、8日目に解除。
症状が出たことがない方	・検体採取日（※3）を0日目として7日間を経過後、8日目に解除。 ・加えて、5日目の抗原定性検査キット（医療用）による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後、6日目に解除可能。
検査時には無症状であったが、その後症状が現れた方	・症状が現れた日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、8日目に解除。

※1 発症日とは

- ・発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの風邪症状が出現した日

※2 症状軽快とは

・解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合を指します。咳・咽頭痛・鼻水等が続いていても、体温が37℃未満となった場合や、倦怠感が軽減された場合などは症状軽快とみなします。

※3 検体採取日とは

- ・医療機関等、自主検査を問わず、検査のために、唾液や鼻腔などから検体を採取した日

### 【療養期間の例】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	療養 1日目	療養 2日目	療養 3日目	療養 4日目	療養 5日目	療養 6日目	療養 7日目	療養 解除

発症日から7日間経過し、  
かつ、症状軽快後24時間経過

\*発症日から7日間経過した時点で、症状が軽快していない、または症状軽快から24時間経過していない場合は、8日経過後も療養継続

## 2 重症化のリスクの高い児童生徒がいる場合の取扱い

重症化のリスクの高い児童生徒（医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒）がいる場合、以下の期間、当該児童生徒と療養解除後に登校・出勤した児童生徒又は教職員の接触を避けるよう留意すること。

- ・有症状患者（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合）については、発症日から11日間
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から10日間